



# 市民安全情報



平成30年度 第24号  
平成30年11月27日

## ◆事件発生情報(11月11日～11月20日)

月	日	曜日	事件種別	件数	発生地区等	参考事項
11	11	日	自転車盗	2	中央北2	商業施設駐輪場 無施錠1件、馬蹄錠あり1件
			器物損壊	2	舞姫、戸神台	
			万引き	1	中央北	
	12	月	万引き	1	中央北	
	14	水	非侵入窃盗その他	1	原	集合住宅ベランダから 衣類盗難
			器物損壊	1	大森	
			工事場ねらい	1	東の原	建築現場内から グレーチング盗難
	15	木	忍込み	1	笠神	戸建て住宅 無施錠勝手口から 侵入 現金など盗難
			職権盗	1	大森	印西警察署刑事課員騙り キャッシュカード盗難
	16	金	車上ねらい	1	滝野	戸建て住宅敷地内駐車中 普通 乗用車 無施錠 ETCカード盗難
	17	土	自転車盗	1	中央南	千葉NT南口駐輪場 無施錠
	18	日	自転車盗	1	小倉台	集合住宅駐輪場 無施錠
19	月	色情ねらい	1	高花	集合住宅ベランダから 女性衣類盗難	
20	火	自動車盗	1	木下	駐車場から トヨタランドクルーザー盗難	

13日の発生は有りません。

### 【詐欺被害にご注意を】

○ 市民安全情報第19号でもお知らせしましたが、「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」等と題したはがきや封書が送付されてきています。以前は、はがきが多数を占めていましたが、最近では、封書で送られてくる場合もあります。

文面には多少の変化も見られますが、いかにも実在するかのような機関や相談先の名称が記載されていたり、文面には、契約不履行、裁判所の強制執行等の言葉を並べ不安をあおり、本人から連絡を求める内容となっていますが、このようなハガキに書かれている相談先とされる電話番号には、「絶対に連絡しない」「相手にしない」ことが大切です。電話をすると犯人の言葉巧みにだまされてしまいます。

○ また、警察官、銀行員や官公庁の者が、皆様のご自宅に訪問してキャッシュカードを預かることや、封筒に入れて保管しましょうなどと勧めることはありません。これは詐欺の手口です。自宅を訪ねてきた者が、このようなことを言うようであれば、すぐに警察へ連絡をしてください。

いずれの場合でも、電話、メール、はがき等で「お金」、「キャッシュカード」、「電子マネー」などの言葉が出たら詐欺の可能性がります。

まずは警察や正規の窓口(電話de詐欺相談専用ダイヤル 0120-494-506)にご相談をしてください。